

岡山市大規模大会開催地元負担金交付要領

(趣旨)

第1条 岡山市内において、国際・全国大会及びこれに準ずる大会（以下「大会」という。）を開催するものに対し、岡山市開催地元負担金（以下「負担金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 負担金の交付を受けることのできる事業は、次の各号に掲げる大規模大会を開催する事業（以下「対象事業」という。）とする。ただし、事業の着手日が属する年度の3月31日までに完了する事業に限る。

(1) 全国以上の規模の大会で、公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会へ加盟している競技団体が主催している大会

(2) 前号に準ずるもので、岡山市長が特に認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる大会は負担金の交付を受けることができない。

(1) 政治的活動目的で開催するもの

(2) 宗教的活動目的で開催するもの

(3) 個人または特定企業の営利目的で開催するもの

(4) その他不相当と認められるもの

(負担金交付対象者)

第3条 負担金の交付の対象となる者は、前条第1項各号に規定する大会の主催又は主管団体でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者は、負担金の交付対象としない。

(負担金額)

第4条 負担金の交付額は、下記の表に定める額の範囲内で、市長が決定する。

大会規模	負担金額
国際大会	1,000,000円
全国大会	500,000円

2 前項に掲げる大会については、大会規模を精査のうえ、負担金額を決定する。

(負担金の交付の制限)

第5条 負担金の交付回数は、同一の負担金交付対象者について、第4条に定める大会規模ごとに、各年度1回に限る。

(申請手続)

第6条 負担金交付対象者は、負担金の交付を受けようとするときは、負担金交付申請書(様式1)に大会要項及び収支予算書を添付し、市長に提出しなければならない。

(審査・交付)

第7条 市長は、前条による負担金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて負担金を決定し、交付する。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 第7条に規定により負担金の交付決定を受けたものは、事業が完了したときは、その事業完了の日から起算して20日以内に、大会実施報告書(様式2)に、大会結果及び収支決算書を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により、実績報告を受けたときは、当該実績報告書等の書類を審査し負担金の額を確定する。

附 則

この要領は、平成9年7月18日より発効する。

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、公布の日から施行し、改正後の岡山市各種大会開催地元負担金交付要領の規定は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。